

一般社団法人シブヤフォント 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人シブヤフォントと称する。

(目的)

第2条 当法人は、東京都渋谷区を拠点とし、障害者と学生の協働でシブヤフォントを創作、運用し、著作者の権利保護に努めながら、創作者の学びと自己実現への支援、障害者の活動に対する理解促進、障害者の工賃向上、障害者の社会参加の促進に貢献する。また、渋谷に住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人、そして日本全国と世界に向け、渋谷区のダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(包括・包含)の理念を広げていくことを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) シブヤフォントの制作・企画・運用事業
- (2) シブヤフォントの共同制作者における学びと自己実現を支援する事業
- (3) 障害者及び多様な特性の人々との創作活動を支援するための事業
- (4) 障害者及び多様な特性の人々との創作活動を広く社会に伝えるための事業
- (5) 障害者の自立と社会生活を支援するための事業
- (6) 障害者福祉向上のための啓発活動
- (7) 物品の販売
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の手続きを、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、社員総会で定める額の入会金を支払わなければならない。本条の入会金は、社員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第27条に規定する経費とする。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した「社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、「社員名簿」に記載した住所、又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- (2) 死亡又は解散
- (3) 総社員の同意
- (4) 除名

2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第13条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第14条 社員総会に出席できない社員は、当法人の社員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することができる。

(監事の員数)

第18条 当法人の監事の員数は、1名とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第19条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(代表理事)

第20条 当法人に代表理事2名以内を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

(理事及び監事の任期)

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集手続の省略)

第23条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(理事会の決議)

第24条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第25条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会議事録)

第26条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事(代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の不配当)

第28条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第29条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(定款に定めのない事項)

第31条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上当法人の定款に相違ない。

令和3年8月20日

一般社団法人シブヤフロント
代表理事 磯村 歩